

消費税率改正に伴う注意点

10月1日から、消費税及び地方消費税率が10%になる予定です。
 例外として、**飲食料品は軽減税率の対象(8%)**となります。
 但し、酒類は10%となります。

※発注時に発行する**請求書は、納入期限で税率を設定**しています。

品目	納入期限	
	9月30日まで	10月1日から
飲食料品	8%	8%
酒類	8%	10%
その他	8%	10%

<注意！> 請求書の変更が必要な場合があります。

例1

納入期限 9月30日まで
 要求時の税率 8%

実際の納入が
 10月1日以降の場合
 税率 10% ※

例2

納入期限 10月1日以降
 要求時の税率 10%

実際の納入が
 9月30日以前の場合
 税率 8% ※

※実際の納品日（検査日）時点の
 税率が適用されます

当初予定していた税率と変わるため、
請求書等の変更が必要

※実際の納品の日付と、請求書の消費税額を照らし合わせ、
税率が正しいかどうかを確認してください。

変更が必要な場合は、**各集中調達機関まで連絡**してください。
請求書等を再発行します。

※例1の場合、別途納期延長手続きが必要となり、場合によっては、入札参加資格停止等の対象となりますのでご注意ください。